

令和6年3月14日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

生 活 安 全 部 長

## 少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携について

少年の非行を防止し、少年を犯罪等の被害から守るための警察と学校及び教育委員会（私立学校にあっては知事部局、国立大学附属学校にあっては国立大学事務局。以下「学校等」という。）との連携については、従前から、「警察と学校との連携強化について（通達）」（令和5年3月16日付け少発第124号）及び「学校警察連絡制度を活用した連携強化について（通達）」（令和2年10月21日付け少発第340号（関係各課合同））に基づき推進しているところであるが、少年の健全育成に向け、学校等と連携した各種施策を強力に推進していく必要があることから、各警察署においては、次の点に留意の上、学校等との一層の連携を図られたい。

## 記

## 1 効果的な情報発信、共有等に基づく具体的取組の検討

近年、大麻事犯を始めとする薬物を乱用する少年が増加しているほか、SNS等の違法・悪質な求人広告に応募した少年が特殊詐欺や組織的な強盗、窃盗等に手を染め、結果として匿名・流動型犯罪グループに加担するケースがみられる。このような少年を取り巻く最新の非行情勢について、警察と学校が参加する学校警察連絡協議会等の場において情報発信し、その共有を図ること。その上で、各地域の実情に即し、同協議会等において、非行防止教室の開催等を通じた児童生徒の規範意識の啓発に係る取組について具体的に協議すること。

## 2 適切な役割分担に基づく取組の推進

少年の非行防止、犯罪被害の防止等、少年の健全育成に係る取組については、関係機関が連携の上、それぞれの強みを発揮することが重要である。各種取組を実施するに当たり、教育現場における対応が適当と認められるものについては、学校教育の立場からの指導を積極的に促すなど、少年の健全育成に係る取組が学校等との適切な役割分担の下で行われるよう配意すること。また、学校等が主体となる取組について、少年警察活動に関する専門的な知見を活かした助言・指導を行うこと。

## 3 地域社会と一体となった取組の推進

前記1及び2の取組の推進に当たっては、コミュニティ・スクールの仕組み（学

校運営協議会制度)の活用や地域学校協働活動の一環として進めるなど、地域社会と一体となった取組の推進に配慮すること。